

第516回但馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時及び場所

【日時】 令和3年6月15日（月）13時53分～

【場所】 美方郡香美町香住区境『但馬水産事務所』会議室

2. 招集者、議事の通知事項、通知年月日

【招集者】 会長 上田 良介

【議事の通知事項】

- 兵庫県資源管理方針の変更について（諮問）
- まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の令和3管理年度の知事管理漁獲可能量について（諮問）
- くろまぐろの令和3管理年度の知事管理漁獲量の変更について（諮問）

【通知年月日】 令和3年6月7日

3. 出席者

【委員】 小林東洋志 島崎 邦雄 田畑 富治 濱邊 希夫 福本 好孝
松本 齋 村瀬 晴好 川越 一男 上田 良介 久保千賀子

【県関係】 兵庫県 但馬県民局 豊岡農林水産振興事務所 但馬水産事務所

所長兼事務局長 山下 正晶

水産課長兼事務局次長 大野 泰史

主任 齋藤 公司

職員 梶原慧太郎

職員 笹江 祥加

嘱託員 秋田 千里

兵庫県立農林水産技術総合センター 但馬水産技術センター

所長 山中健志郎

兵庫県 農政環境部 農林水産局 水産課

主査 谷口 健

4. 議事の経過概要

13時53分、山下所長兼事務局長が委員の出席数確認後、漁業法第145条第1項に基づき、会議の成立を宣言した。

ついで、議長選任及び但馬海区漁業調整委員会規程第11条の規定に基づく議事録署名人の指名が行われ、議事に入る。

議事録署名人指名

〔山下所長兼事務局長〕

これより、上田会長に議長に就任いただき、議事録署名人の指名からはじめていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔議長：上田会長〕

議事に先立ち、委員会規程第11条による議事録署名人として島崎委員と濱邊委員を指名します。これより議事に入ります。

第1号議案 兵庫県資源管理方針の変更について（諮問）

〔議長：上田会長〕

「兵庫県資源管理方針の変更について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

〔県庁水産課：谷口主査〕

兵庫県庁水産課の谷口です。よろしく申し上げます。
諮問文朗読。説明させていただきます。

資料1に沿って説明

以上です。

〔議長：上田会長〕

ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

しばらく待つも質問なし

〔議長：上田会長〕

意見がないようですので「説明のあった案のとおり異議はない」こととしてよろしいですか。

〔委員一同〕
異議なし。

〔議長：上田会長〕
異議は無いようですので、そのように決定します。

第2号議案　　するめいか及びくろまぐろの令和3管理年度の知事管理漁獲可能量について
（諮問）

〔議長：上田会長〕
それでは次の議事に移ります。「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の令和3管理年度の知事管理漁獲可能量について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

〔県庁水産課：谷口主査〕
資料2をご覧ください。
諮問文朗読。

————— 資料2に沿って説明 —————

以上です。

〔議長：上田会長〕
ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

————— しばらく待つも質問なし —————

〔議長：上田会長〕
意見は無いようですので、「説明のあった案のとおり異議はない」こととしてよろしいですか。

〔委員一同〕
異議なし。

〔議長：上田会長〕
異議は無いようですので、そのように決定します。

第3号議案　　くろまぐろの令和3管理年度の知事管理漁獲量の変更について（諮問）

〔議長：上田会長〕
「くろまぐろの令和3管理年度の知事管理漁獲量の変更について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

〔県庁水産課：谷口主査〕
資料3をご覧ください。
諮問文朗読

————— 資料3に沿って説明 —————

以上です。

〔議長：上田会長〕
ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

〔松本委員〕
今の説明の中で、県の留保枠4.7トン、もし小型魚の漁獲数量をオーバーした場合、小型魚の方に回しても良いということですか。

〔県庁水産課：谷口主査〕
小型魚と大型魚は明確に管理が分かれていますので、それぞれの入替えは出来ない。小型魚の中で定置と釣りの数字を少し動かすということはすぐ出来るが、大型魚と小型魚を入れ替えるということは出来ない。

〔松本委員〕
県の留保枠の中でも出来ないのか。

〔県庁水産課：谷口主査〕
県の留保枠は、大型魚の留保枠になっているので小型魚には使えない。兵庫県から不要な枠を国に返して各都道府県で融通しあうのは制度としてはあるが、現状、大型魚と小型魚の交換というが、大型魚の枠も越せないのも、最終手段はそこを視野には入れていますが、まずは県の管理区分の中で小型魚の釣りや定置、この中の割合を変えることで解決できないかというのを考えて頂くことになる。

〔松本委員〕
それは昨年もしている。それは良いとは思いますが、一昨年、鳥取県がおそらく県の留保枠の中で小型魚の方に渡していると思うのですが。この特別枠の中で。そういうことが可

能ならと、質問させて頂いている。

〔県庁水産課：谷口主査〕

大型魚の枠で使い切れない量が兵庫県に来ていたら、こんなにいらないと返して、代わりに小型魚をくださいという話は出来るが、現状、定置網の漁獲が読めない部分がありますし、大型魚の沿岸マグロ延縄漁業はマグロ類を延縄で獲っていますので、だいたい1匹が大きく100kgサイズなので、獲れてしまうとこの可能量の設定の中ですぐ超えてしまうレベルの配分になっているので、なかなかすぐに小型魚のために差し出しますということは難しい。どうしても切羽詰まった時にはそういう手段を考えていかなければいけない。

〔松本委員〕

そういうことも視野に入れて頂きたい。今の現状でしたら、この特別枠4.7トンというのは定置しか活用が出来ない。沿岸の一本釣り漁業者には関係ないことになってしまう。この部分の配慮を視野に入れて頂きたい。

〔県庁水産課：谷口主査〕

海区委員会の中で了承があればこの配分のやり替えというのは出来るということになっておりますので、時期が来たら、漁期短い期間の中で動いていますのでなるべくタイムラグが起らないように手続きは進めていきたい。

〔村瀬委員〕

定置と沿岸の綱引きというか、これからまたそういうことになるかと出てくるのかな、と。そういった交渉事は、当然この海区調整委員会に上がってくる前に各漁協の中で現場調整をされると思うのですが、そのあたり難航して今回こういった状況になっているのか、そのあたりの様子をお聞かせ願えたらと思います。

〔齋藤事務局書記〕

村瀬委員がおっしゃったとおり、くろまぐろにはいろんな経緯があって、沿岸でもいろんな話をして今の状態が出来上がっています。もともとの背景としましては、兵庫県は国全体の資源管理に巻き込まれたというような形で、2.3トンというわずかな小型魚の配分からスタートしたのですが、2.3トンの配分の元になったその直近のデータを参考に、ひき縄と定置網の漁獲実績の比率で按分しております。ですので、その時期たまたまひき縄の方が定置に比べて小型魚の漁獲量が多かったということもあり、ベースの配分が今のようにひき縄が約2トン近く、それに対して定置網が当初だと0.3、0.4トンという配分になっております。この比率を一度決めてしまうとそれを動かす理屈が必要になってくるので、この比率は維持という形で海区委員会で説明させていただいています。追加配分があった場合も、そういった形でひき縄と定置に配分している。その先の漁協ごとの配分や漁協の中での枠の使い方は基本的に皆様にお任せをしている。公的にはひき縄に何トンとしか我々は割当しておりませんが、当然、西と東で獲れ具合が違ってくる場所がありますので、そこは皆様に話し合ってもらって、同じように直近の比率で配分させていただいている、というのが現状

です。このあたりはまた意見があれば見直していきたい。

〔村瀬委員〕

申し送りとして、今回は定置の方が譲歩するから多少、一本釣りの方にシフトさせるとか、そういう申し送りのことを、その都度、その都度、何か情報として出していたのか、そのあたりを知りたかった。

〔川越委員〕

この配分は今年限り。少し漏れ伝わってきている話によると、いか釣りに出ていて非常にくろまぐろを見る、と。配分が増えて、こういう時期にひき縄をするような漁業者の試みはあるのか。

〔松本委員〕

いまのところ、そういう希望している漁業者はいない。

〔川越委員〕

今までの配分量、2.2、3トンだったら冬漁期だけで消化するかもしれないからということだが、今回、沿岸に対しても、以前に比べて4.7トンという大きな留保枠が出て来たら、いま非常にくろまぐろが増えているというのをいか釣りの業者皆さん見ているので、配分が増えたから釣れる時に釣ろうかという業者は出てくるのか。

〔松本委員〕

今のところはない。ここ2、3年、販売する目方は、下は800g、1kgと決めて削減をしてきている。その中で、トン数が多ければ早くから漁獲して売ったらどうだ、という意見も出ている。しかし500g、600gから販売すると単価的に採算が合わないのもそのあたりとの兼ね合い。500gから採補していくと、おそらくトン数はオーバーしていくはずです。

〔川越委員〕

その中で現場の方からくろまぐろがいるという声がある。今年は5.7トンも配分がある。そのことが漁業者に伝わって、ひき縄で釣ってみたい人が当然出てくるかもしれないが、そうなったらどうするか。今までお互いで重量決めて販売しようというルールもあるだろうし。

〔松本委員〕

昨年までは、海区委員の中に但馬漁協から沿岸漁業者が2名おられたし、この場でいつごろからしようか、という相談も出来たが、今はおられないので相談が出来ないのが実情。浜坂漁協の場合は500gから売っても良いのではないかと、という意見は出ています。昨年は、漁期を10月1日からと取り決め、10月からひき縄も解禁になった。今年の場合、相談が出来ないので、まだそこまでに至っていない。

〔川越委員〕

そういう声も一部ありますので、この配分量5.7トンが伝わっていない。結構、まぐろがいるので釣ったらどうだろうという話もある。

〔村瀬委員〕

現場との調整なりますので。今までは500g以下は駄目だと。改めてトン数から逆算しているわけですが。

〔松本委員〕

これまでは、解禁日を10月1日と指定していたから。そのあたりの取り決めを今年はしていない。現状ではもしあれば、出たい人はたくさんいる。

〔齋藤事務局書記〕

今のご意見ごもっともです。TACが変わるだとか、来遊が変わるといことがあれば、当然TACの使い方をしっかり考えていかなければいけない。法的規制で禁止期間が決まっている、かに等でしたら、はっきり漁期は決まっていますが、ひき縄のまぐろは今の段階では特段決まっていな中で、どうやって枠を使っていくかという話になります。リスクはあるが単価の高い年末まで枠を置いておく、それもひとつですし、使い切れそうに無い、今、来遊があるので獲ろうか、というのもひとつです。それはまた皆様が話し合う必要があって、以前から説明させていただいていますが、何とか沿岸の方々を集めた会議が開けないかと思っています。いろいろ話を聞いて回っているところなのですが、過去のいろいろな話もあって、簡単に開くのは難しいかなということもあり苦労しているのですが、ぜひともこのくろまぐろは早く議題にあげて、まだ正式には枠が変わっていない状態ですが、枠が変わり次第そういう議論出来るようになんとか頑張りたいと思います。

〔松本委員〕

現状では三尾地区から、釣りで釣れた場合売っても良いか、という問い合わせは来ている。4月になってから管理期間になっているので、ひき縄が主流になるまでは1kg以上の物は売っても良いですよという返事はしたが、小さい物までは売っても良いという返事はしていない。

〔川越委員〕

この配分量は漁業者の皆様に伝わっているのか。

〔齋藤事務局書記〕

まだです。正式なものではないので。

〔川越委員〕

やはり実績作り。今年一年の配分量であっても、実績を持っていなければ次年度のTAC配分に影響があるから、漁業者は使える時に使った方が良い。そのあたりは見通しを立てなが

ら、例えば今までは10月からだったが、10月までにこのくらいのトン数を使おうかなどルール作りをした方が、消化が出来なかったとなると慌てて、また追加があるとか無いとかの問題になる。

〔齋藤事務局書記〕

去年はご協力いただき、定置に回して県の消化率を上げることが出来た。とはいえ、今までひき縄の枠が足りなくて困っていたという現状もあった。今年は最初から大きい枠をとっているんで、しっかり使えるように配慮できたらと思います。

〔川越委員〕

後半に消化率が足りないというより、ある程度使えるように実績作りをしておかないと来年の追加配分に影響がある。

〔齋藤事務局書記〕

そのためにも、また参考にしたいので、是非とも、まぐろが見えているとか、要望の声がありましたら連絡いただけるようにお伝えください。よろしくお願ひします。

〔議長：上田会長〕

何か他の委員さんから意見はありますか。

————— しばらく待つも質問なし —————

〔議長：上田会長〕

意見は無いようですので、「諮問された案について異議ない旨答申する。」こととしてよろしいですか。

〔委員一同〕

異議なし。

〔議長：上田会長〕

異議は無いようですので、そのように決定します。

以上で第516回委員会の議事はすべて終了した。

以下のとおり、本日第516回委員会を終了する旨、議長が宣言し閉会した。

時に14時37分